

■ 役場での手続き

※亡くなられた方とのご関係により、手続きに委任状が必要な場合があります。

委任状は p.23 に掲載しています。

印鑑登録していた

印鑑登録されている方がお亡くなりになった場合、印鑑登録は廃止されます。同時に、印鑑登録は無効となりますので、返却または破棄してください。

受付窓口 | 住民課 ☎ 0280-81-1303

マイナンバーカードを持っていた

マイナンバーカードをお持ちの方がお亡くなりになった場合、カードは失効されます。相続等の手続きにマイナンバーが必要な場合がありますので、各種手続きが終わるまで大切に保管してください。

受付窓口 | 住民課 ☎ 0280-81-1303

国民年金を受給していた

亡くなられた方が老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金を受給しており、ご遺族が次に該当すると、未支給年金の請求ができる場合があります。

なお、代理人が手続きをする場合は、委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

請求者

亡くなられた方と同一生計の

①配偶者②子③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹⑦その他①～⑥以外の3親等内の親族
※支給は①～⑦の順で、先順位者がいる場合、後順位者は受け取ることができません。

手続き・ 必要なもの

●未支給年金（障害基礎年金・遺族基礎年金）の請求

☐ 亡くなられた方の年金証書

☐ 亡くなられた方と請求者との関係が明らかにできる戸籍謄（抄）本

☐ 請求者の世帯全員の住民票

☐ 亡くなられた方の住民票除票

☐ 請求者名義の通帳

☐ 請求者の本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証等）

☐ 生計維持・同一証明書 ※請求者が別世帯の場合

※請求者のマイナンバーの記入により、書類を一部省路できる場合があります。

※上記以外の書類が必要となる場合がありますので、下記の受付窓口でご相談ください。

期限

亡くなってから5年以内

受付窓口

保険年金課 ☎ 0280-81-1306

国民年金に加入していた

亡くなられた方とご遺族が次に該当する場合、年金や一時金が支給される場合があります。

亡くなられた方と生計を同じくしていたご遺族が対象です。

保険料納付要件等があるため年金事務所で亡くなられた方の年金記録の確認が必要です。

お手続きの際は、請求者の本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証等）をお持ちください。

なお、代理人が手続きをする場合は、委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

【亡くなられた方について】

●遺族基礎年金

- 国民年金の被保険者
- 国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満の方で、日本国内に住所があった方
- 老齢基礎年金の受給権者（受給資格期間が25年以上ある場合に限る）
- 老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある方

●寡婦年金

- 10年以上の保険料納付期間（免除期間を含む）があり、老齢基礎年金や障害基礎年金を受給せずに死亡した場合

●死亡一時金

- 36月以上の保険料納付期間があり、老齢基礎年金や障害基礎年金を受給せずに死亡した場合

【ご遺族について】

●遺族基礎年金

- 亡くなられた方の配偶者（子のある方）
- 亡くなられた方の子
※子とは、18歳到達の年度末までの子、または1・2級の障害の状態にある20歳未満の子

●寡婦年金

- 亡くなられた方と10年以上婚姻関係にある妻

●死亡一時金

- 亡くなられた方と同一生計の①配偶者②子③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹
※支給は①～⑥の順で、先順位者がいる場合、後順位者は受け取ることができません。

手続き・必要なもの

●遺族基礎年金の請求

- ☐亡くなられた方の基礎年金番号通知書（年金手帳）
- ☐亡くなられた方と請求者との関係が明らかにできる戸籍謄（抄）本
- ☐請求者の世帯全員の住民票 ☐亡くなられた方の住民票除票
- ☐請求者名義の通帳 ☐死亡診断書の写し ☐請求者・子の所得証明書

※請求者のマイナンバーの記入により、書類を一部省略できる場合があります。

※上記以外の書類が必要となる場合がありますので、下記の受付窓口でご相談ください。

●寡婦年金の請求

- ☐亡くなられた方の基礎年金番号通知書（年金手帳）
- ☐亡くなられた方と請求者との関係が明らかにできる戸籍謄（抄）本
- ☐請求者の世帯全員の住民票 ☐亡くなられた方の住民票除籍
- ☐請求者名義の通帳 ☐請求者の所得証明書

※請求者のマイナンバーの記入により、書類を一部省略できる場合があります。

※上記以外の書類が必要となる場合がありますので、下記の受付窓口でご相談ください。

●死亡一時金の請求

- ☐亡くなられた方の基礎年金番号通知書（年金手帳）
- ☐亡くなられた方と請求者との関係が明らかにできる戸籍謄（抄）本
- ☐請求者の世帯全員の住民票 ☐亡くなられた方の住民票除籍
- ☐請求者名義の通帳

手続き・必要なもの	※請求者のマイナンバーの記入により、書類を一部省略できる場合があります。 ※上記以外の書類が必要となる場合がありますので、下記の受付窓口でご相談ください。
期限	遺族基礎年金、寡婦年金：亡くなった日から5年以内 死亡一時金：亡くなった日から2年以内
受付窓口	保険年金課 ☎ 0280-81-1306

厚生年金・共済年金を受給していた、または加入していた

※年金事務所、各共済組合へ直接お問い合わせください。

下館年金事務所 ☎ 0296-25-0829

国民健康保険に加入していた

亡くなられた方が国民健康保険の被保険者であった場合、次の手続きをしてください。

手続き・必要なもの	●各種証の返還 ☐国民健康保険資格確認書 ☐限度額適用認定証（お持ちの方） ☐限度額適用・標準負担額減額認定証（お持ちの方） ☐標準負担額減額認定証（お持ちの方） ☐特定疾病療養受療証（お持ちの方） ●葬祭費の支給申請 ☐葬祭を行ったこと及び葬祭執行者（喪主）を確認できるもの（例：会葬礼状、葬儀費用の領収書） ☐喪主名義の預貯金通帳 ※個別の状況により、別途書類が必要になる場合があります。
期限	各種証の返還：期限なし 葬祭費の支給申請：亡くなられた日の翌日から2年以内
受付窓口	保険年金課 ☎ 0280-81-1306

後期高齢者医療保険に加入していた

亡くなられた方が後期高齢者医療制度の被保険者であった場合、次の手続きをしてください。

手続き・必要なもの	●各種証の返還 ☐後期高齢者医療資格確認書 ☐限度額適用認定証（お持ちの方） ☐限度額適用・標準負担額減額認定証（お持ちの方） ☐特定疾病療養受療証（お持ちの方） ●葬祭費の支給申請 ☐葬祭を行ったこと及び葬祭執行者（喪主）を確認できるもの（例：会葬礼状、葬儀費用の領収書） ☐喪主名義の預貯金通帳 ※個別の状況により、別途書類が必要になる場合があります。 ●給付受領届の提出 ☐相続人代表名義の預貯金通帳
期限	各種証の返還：期限なし 葬祭費の支給申請：葬祭を行った日の翌日から2年以内
受付窓口	保険年金課 ☎ 0280-81-1306

医療費助成制度を受給していた方（子ども・ひとり親家庭・重度心身障害者・妊産婦）または受給対象者

【医療費助成制度を受給している方】

手続き・必要なもの	●受給資格等変更届の提出 ☐医療費助成受給者証 ※個別の状況により、別途書類が必要になる場合があります。
------------------	---

【新たにひとり親家庭医療費助成制度を申請する場合】

手続き・必要なもの	●新規申請書の提出 ☐受給者名義の通帳またはキャッシュカード ☐本人確認書類 ☐健康保険証 ※個別の状況により、別途書類が必要になる場合があります。
期限	速やかに
受付窓口	保険年金課 ☎ 0280-81-1306

65 歳以上または要介護認定を受けていた

故人が 65 歳以上または要介護認定を受けていた場合、次の手続きをしてください。

手続き・必要なもの	● 保険料等に関する書類の提出 □ □ 座振込依頼書 ● 各種証の返還 □ 被保険者証 □ 交付されている場合は、負担割合証、負担限度額認定証
届出人	相続人等
期限	亡くなった日から 14 日以内 ※ 要介護認定申請中の方は速やかにご連絡ください。
受付窓口	介護福祉課 ☎ 0280-81-1323

緊急通報システムを利用していた

故人が緊急通報システムを利用していた場合、次の手続きをしてください。

手続き・必要なもの	● 貸出機器の返却（本体・ペンダント）
届出人	相続人等
期限	速やかに
受付窓口	介護福祉課 ☎ 0280-81-1323

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されていた

- | | |
|------------------|---|
| 手続き・必要なもの | <ul style="list-style-type: none"> ● 各種手帳の返還の手続きをしてください ☐ 手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳） |
| 期限 | 速やかに |
| 受付窓口 | 社会福祉課 ☎ 0280-81-1305 |

障害福祉サービス受給者証、自立支援医療費受給者証を交付されていた

- | | |
|------------------|---|
| 手続き・必要なもの | <ul style="list-style-type: none"> ● 各種受給者証の返還の手続きをしてください ☐ 各種受給者証 |
| 期限 | 速やかに |
| 受付窓口 | 社会福祉課 ☎ 0280-81-1305 |

特別障害者手当、障害児福祉手当等を受給していた

※個別の状況により、別途書類が必要になる場合があります。

- | | |
|------------------|---|
| 手続き・必要なもの | <ul style="list-style-type: none"> ● 受給資格者死亡届の提出の手続きをしてください ☐ 特別障害者手当・障害児福祉手当等の受給資格者死亡届 ☐ 死亡日が確認できる書類（戸籍謄本や住民票除票など） ● 未支払手当の請求（未支払い分が残っている場合） ☐ 特別障害者手当・障害児福祉手当等の未支払い手当請求書 ☐ 相続人の印鑑（認印） ☐ 相続人の通帳またはキャッシュカード ☐ 相続人と受給資格者の関係性が分かるもの（戸籍謄本など） |
| 期限 | 速やかに |
| 受付窓口 | 社会福祉課 ☎ 0280-81-1305 |

特別児童扶養手当の受給者もしくは受給対象児童である

特別児童扶養手当を受給している方もしくは受給対象である児童が亡くなられた場合は、次の手続きをしてください。

※個別の状況により、別途書類が必要になる場合があります。

- | | |
|------------------|---|
| 手続き・必要なもの | <p>受給者が亡くなられた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 受給者死亡届の提出 ☐ 特別児童扶養手当受給者死亡届 ☐ 死亡日が確認できる書類（戸籍謄本や住民票除票など） ● 未支払手当の請求（未支払い分が残っている場合） ☐ 特別児童扶養手当未支払手当等請求書 ☐ 受給対象児童の通帳またはキャッシュカード |
|------------------|---|

手続き・必要なもの	新たに受給申請をする場合 ●新規申請書の提出 ☐特別児童扶養手当認定請求書等 ☐申請者名義の通帳またはキャッシュカード ☐マイナンバーの分かるもの ☐戸籍謄本（新規申請者及び児童の関係性が分かるもの） 受給対象児童が亡くなった場合 ●資格喪失届または額改定（減）届の提出
期限	速やかに
受付窓口	社会福祉課 ☎ 0280-81-1305

在宅心身障害児福祉手当を受給していた

※個別の状況により、別途書類が必要になる場合があります。

手続き・必要なもの	受給者または対象児童が亡くなった場合 ●資格喪失届の提出 ☐在宅心身障害児福祉手当受給資格喪失届 新たに受給申請をする場合 ●新規申請書の提出 ☐在宅心身障害児福祉手当認定申請書 ☐申請者名義の通帳またはキャッシュカード ☐申請者の印鑑（認印）
期限	速やかに
受付窓口	社会福祉課 ☎ 0280-81-1305

茨城県心身障害者扶養共済制度の加入者または給付対象者である

※個別の状況により、別途書類が必要になる場合があります。

手続き・必要なもの	加入者が亡くなった場合 ●茨城県心身障害者扶養共済制度の年金給付請求 ☐年金給付請求書 ☐死亡診断書 ☐加入証書 ☐加入者の死亡が分かる住民票除票 ☐給付対象者および年金管理者の住民票 ☐給付対象者または年金管理者の通帳またはキャッシュカード 給付対象者が亡くなった場合 ●茨城県心身障害者扶養共済制度の弔慰金の請求 ☐弔慰金給付請求書 ☐加入者の住民票 ☐給付対象者の死亡が分かる住民票除票 ☐加入者の通帳またはキャッシュカード
期限	速やかに
受付窓口	社会福祉課 ☎ 0280-81-1305

町税（町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税）を納付していた方

- 亡くなられた方の町税は、相続人の方が納付していただくことになります。
（相続放棄した場合は、承継されません。）
- 町税を故人の口座から口座振替していた場合、引き続き口座振替を希望されるときは、相続人代表者または、他の方からの口座振替に変更をしてください。
（口座振替できないときは、納付書による納付になります。）

手続き・必要なもの	● 町税の振替口座の変更 (役場窓口での申込)
	☐ 変更後に口座振替を希望する口座のキャッシュカード（要暗証番号） ☐ 届出人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など） ☐ 口座振替依頼書 (金融機関窓口での申込) ☐ 変更後に口座振替を希望する口座の預貯金通帳 ☐ 口座届出印 ☐ 納税通知書 ☐ 口座振替依頼書

期限 | できるだけ速やかに

受付窓口 | 税務課 ☎ 0280-81-1302

※必要になる書類等が状況により異なりますので、事前にお問い合わせください。

固定資産税・軽自動車税を納付していた方

- 町税の相続人代表者等の届出をしてください。

手続き・必要なもの	● 相続人代表者届出書の提出
	☐ 相続関係が確認できる書類 ☐ 相続人代表者印 (相続放棄の場合は、家庭裁判所で交付される相続放棄申述受理通知書を提出。)

期限 | 相当な期間（概ね2ヵ月）

受付窓口 | 税務課 ☎ 0280-81-1302

※必要になる書類等が状況により異なりますので、事前にお問い合わせください。

原動機付自転車（125CC以下）・小型特殊自動車を所有していた方

境町ナンバーの原動機付自転車等の所有者が亡くなられた場合は、廃車または名義変更の手続きをしてください。（境町ナンバー以外については、陸運局等にお問い合わせください。）

手続き・必要なもの	● 車両の廃車または名義変更手続き
	☐ 標識（ナンバープレート）（廃車するとき） ☐ 標識交付証明書 ☐ 相続関係が確認できる書類 ☐ 届出人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

期限 | 所有者が死亡した年の3月31日まで

受付窓口 | 税務課 ☎ 0280-81-1302

※必要になる書類等が状況により異なりますので、事前にお問い合わせください。

児童手当の受給者もしくは受給対象児童である

児童手当を受給している方もしくは受給対象である児童が亡くなった場合は、次の手続きをしてください。

※個別の状況により、別途書類が必要になる場合があります。

受給者が亡くなった場合

- | | |
|-----------------------|---|
| 手続き・
必要なもの | <ul style="list-style-type: none"> ●消滅届、未払請求書の提出 ☐受給対象児童名義の通帳またはキャッシュカード |
|-----------------------|---|

新たな受給者で申請する場合

- | | |
|-----------------------|---|
| 手続き・
必要なもの | <ul style="list-style-type: none"> ●新規申請書の提出 ☐新たな受給者名義の通帳またはキャッシュカード ☐本人確認書類 |
|-----------------------|---|

受給対象児童が亡くなった場合

- | | |
|-----------------------|--|
| 手続き・
必要なもの | <ul style="list-style-type: none"> ●消滅届または額改定届出書の提出 |
|-----------------------|--|

期限	事由発生から 15 日以内
-----------	---------------

受付窓口	子ども未来課 ☎ 0280-81-1301
-------------	-----------------------

児童扶養手当の受給者もしくは受給対象児童である

児童扶養手当を受給している方もしくは受給対象である児童が亡くなった場合は、次の手続きをしてください。

※個別の状況により、別途書類が必要になる場合があります。

受給者が亡くなった場合

- 資格喪失届の提出
- ☐受給対象児童の通帳またはキャッシュカード ☐児童扶養手当証書

新たな受給者で申請する場合

- 新規申請書の提出
- ☐戸籍謄本（新たな受給者及び児童）
- ☐新たな受給者名義の通帳またはキャッシュカード ☐本人確認書類

受給対象児童が亡くなった場合

- 資格喪失届または額改定届出書の提出
- ☐児童扶養手当証書

期限	事由発生後、速やかに
-----------	------------

受付窓口	子ども未来課 ☎ 0280-81-1301
-------------	-----------------------

保育所（園）・幼稚園・認定こども園を利用している保護者 もしくは入所している児童である

保育所等を利用している保護者もしくは入所している児童が亡くなられた場合は、次の手続きをしてください。

※個別の状況により、別途書類が必要になる場合があります。

手続き・ 必要なもの	保護者が亡くなられた場合
	●支給認定変更申請書の提出
	児童が亡くなられた場合
	●保育施設利用中止届の提出
期限	事由発生後、速やかに
受付窓口	子ども未来課 ☎ 0280-81-1301

放課後児童クラブを利用している保護者 もしくは入所している児童である

放課後児童クラブを利用している保護者もしくは入所している児童が亡くなられた場合は、次の手続きをしてください。

※個別の状況により、別途書類が必要になる場合があります。

手続き・ 必要なもの	保護者が亡くなられた場合
	●状況変更届の提出
	児童が亡くなられた場合
	●退所届の提出
期限	事由発生後、速やかに
受付窓口	子ども未来課 ☎ 0280-81-1301

水道を使用していた

手続き・必要なもの	● 水道利用休止の届け ● 水道権利及び使用者の名義変更 ● 振替口座の変更
期限	速やかに
受付窓口	上下水道課 水道担当 ☎ 0280-81-1328

下水道を使用していた

手続き・必要なもの	● 下水道利用休止の届け ● 支払方法の変更 ● 世帯代表者の変更 ● 使用人数の変更（井戸をご使用の方）
期限	速やかに
受付窓口	上下水道課 下水道担当 ☎ 0280-81-1313

農業集落排水を使用していた

手続き・必要なもの	● 農業集落排水の利用休止の届け ● 支払い方法の変更 ● 世帯代表者の変更
期限	速やかに
受付窓口	上下水道課 農業集落排水担当 ☎ 0280-81-1313

農地を相続した

相続により、農地の権利を取得した場合は、その旨を農地の所在する農業委員会に届出をしてください。

手続き・必要なもの	●農地法第3条の3の規定による届出書の提出 ☐ 代理人の方が届出される場合は委任状
届出人	ご遺族の方
期限	相続後、速やかに
受付窓口	農業委員会 ☎ 0280-81-1317

農業者年金に加入していた

受給権者が亡くなられたとき、遺族の方は「農業者年金死亡関係届出書」を住所地のJAへ提出してください。

手続き・必要なもの	●農業者年金死亡関係届出書の提出 ☐ 農業者年金証書 ☐ 受給権者の死亡日が確認できる戸籍謄本、または除籍謄本 ☐ 受給権者と届出者の関係性が確認できる戸籍謄本、または受給権者と届出者との関係性を明らかにすることができる証明書 ☐ 届出者の通帳
届出人	ご遺族の方
期限	速やかに
受付窓口	農業委員会 ☎ 0280-81-1317